

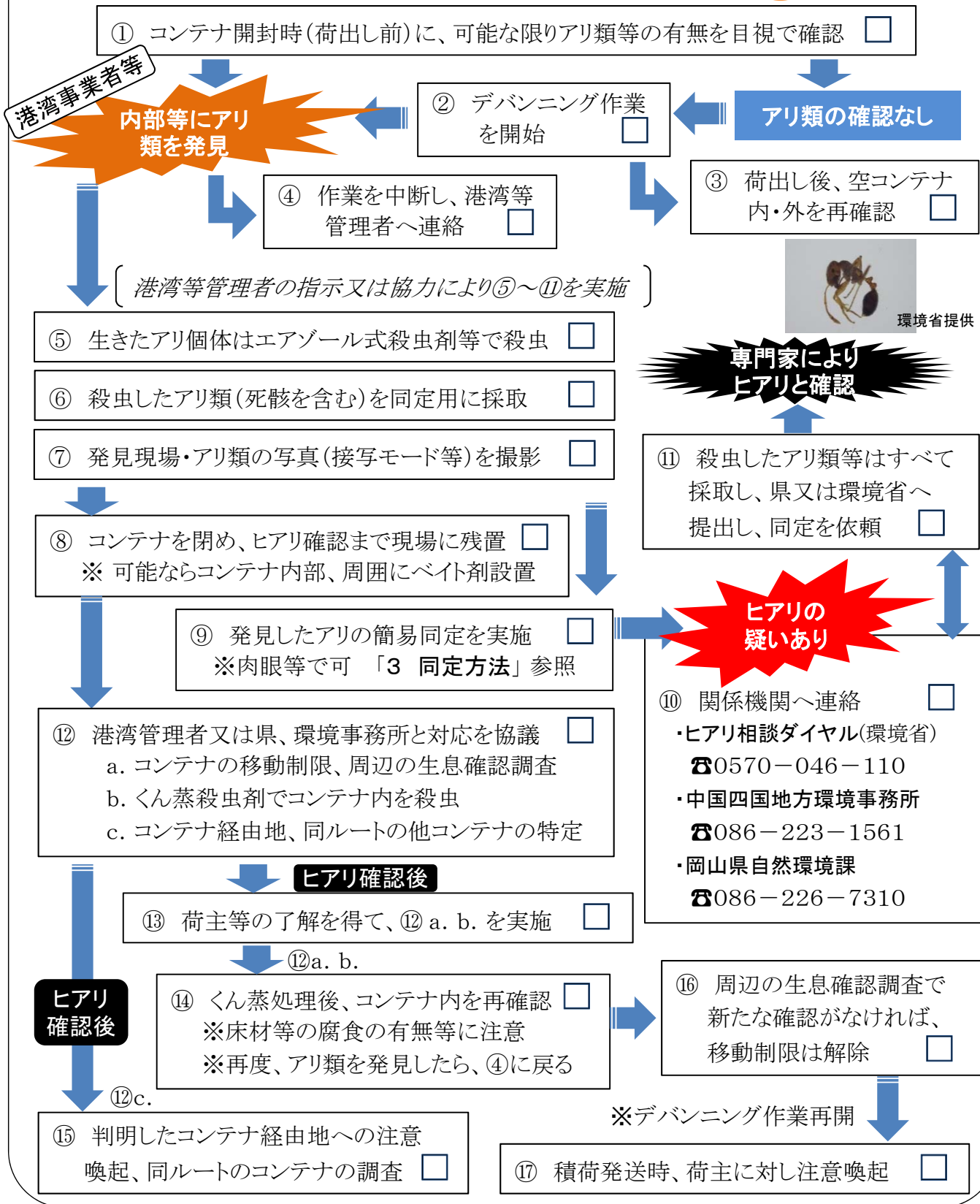
ヒアリ対応マニュアル(発見ケース別フロー&チェックシート)

I-A. コンテナで疑わしいアリ類を発見した場合 (積荷あり)【港湾等区域内】

<デバンニング(荷捌き)作業>

【警戒区域】

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!



<周辺モニタリング調査等(1か月程度)>

⑱ 1週間～10日に1回程度の調査/ベイト剤設置

※新たに発見→④へ

I-A. コンテナで疑わしいアリ類を発見した場合(積荷あり)【港湾等区域内】

<マニュアル対象者>

【警戒区域】

<ul style="list-style-type: none"> ・運送貨物取扱業者 (フォワーダー) ・荷主 ・倉庫業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役業者 ・運送業者 ・通関業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理運営会社 ・空港施設管理者
--	---	---

<手順>

※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

①	<p>コンテナ開封時(荷出し前)に、可能な限りアリ類等の有無を目視で確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリ類がコンテナ外へ逃げ出さないよう注意する。 ・緊急用にエアゾール式殺虫剤を準備しておく。
②	<p>デバンニング作業を開始する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業中も、アリ類の有無に注意を払う。
③	<p>荷出し後、空コンテナ内・外を再度確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腐食した床材は特に注意する。(腐食した床材内部に生息している可能性がある。) ・可能であれば、コンテナ内にベイト剤を入れて返却する。
④	<p>作業を中断し、港湾等管理者へ連絡する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾等管理者から、緊急駆除等の防除について指示を受ける。 ・必要に応じ港湾管理者の協力を受けて、⑤～⑪の作業を実施する。
⑤	<p>生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視できた個体はエアゾール式殺虫剤または液剤によりすべて殺虫する。 ・コンテナの扉付近に注意し、コンテナ外に逃げ出さないようにする。
⑥	<p>殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照
⑦	<p>発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見箇所が特定できるよう、現場写真を撮っておく。 ・アリ個体はデジカメの接写モード等で出来るだけピントを合わせて撮影する。 ・ヒアリの特徴である触角や2節(こぶ)の腹柄、背中トゲの有無等が分かるよう、様々な角度から撮影する。
⑧	<p>コンテナを閉め、ヒアリ確認まで現場に残置しておく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隙間のないよう密閉し、可能であればくん蒸用に通気口等に目張りを行う。 ・発見したアリ類の同定が終わるまで、出来るだけその場から動かさない。 ・可能であれば、念のため、コンテナ内部及び周囲にベイト剤を設置する。
⑨	<p>発見したアリの簡易同定を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉眼又はルーペ等で確認できる範囲で「疑わしい」かどうかを判別する。 ・「3 同定方法」のスクリーニング手順を参照
⑩	<p>関係機関へ連絡する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。
⑪	<p>殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し、同定を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死骸を潰さないよう集めて採取し、環境事務所等へ持ち込み同定を依頼する。 ・可能な限り、当初の発見個体及びその後の調査等での発見個体のすべてを採取する。
⑫	<p>港湾管理者又は県、環境事務所と対応を協議する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、コンテナ移動制限やトラップ等による周辺生息確認調査、くん蒸処理の必要性について協議する。 ・荷主との交渉等についても協議する。 ・コンテナが一時的に留置された経由地、同ルート他のコンテナ等があれば調査が必要
⑬	<p>荷主の了解を得て、⑫ a. b. を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用、厨房用等のくん蒸殺虫剤でよい。(出来るだけ目張りをすること。) ・荷主の了解が得られない場合は、再度、港湾等管理者又は県、環境事務所と協議するとともに、一旦、コンテナから積荷を出して殺虫処理する方策も検討する。
⑭	<p>くん蒸処理後、コンテナ内を再度確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリ類の生き残り等に注意しながら作業する。 ・腐食した床材の内部等に生息している可能性があるので注意する。
⑮	<p>判明したコンテナ経由地への注意喚起、同ルートのコンテナの調査を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡散が懸念されるコンテナの一時経由地の関係事業者へ注意喚起を行う。 ・同ルート他のコンテナについても点検調査の実施又は関係者への注意喚起を行う。
⑯	<p>周辺の生息確認調査で新たな確認がなければ、移動制限は解除する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解除前に、念のため、港湾等管理者又は県、環境事務所に協議する。
⑰	<p>積荷発送時、荷主に対し注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積荷にアリ類の生き残りがいる可能性があるため、発送時に荷主に注意喚起をする。 ・可能であれば、同じルートで搬入されたコンテナの荷主にも注意喚起する。
⑱	<p><周辺モニタリング調査等(1か月程度)> 1週間～10日に1回程度の調査/ベイト剤設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見場所周辺でヒアリの生息調査を行う。(1週間程度を目安に1か月継続する) ・ヒアリ定着及び拡散防止のため、ベイト剤設置を2週間～1か月程度ごとに行う。